

平成 31 年度

事業計画書

公益財団法人所沢市文化振興事業団

平成31年度事業計画書

1. 概 要

地域社会の発展と豊かな市民生活の形成に寄与することを目的に、文化振興事業の企画実施、及び文化団体や地域活動団体等への施設の貸与を行い、地域の芸術文化の振興と地域コミュニティ活動の振興を図る。

2. 事 業

(1) 公益目的事業／芸術文化の振興及び地域の振興を図る事業

定款第4条(1) 芸術文化の振興を図るための事業の企画及び実施に関する事業

【体験・活動等事業】

◆運営方針②：『文化振興を通じた豊かな社会づくりへの貢献（市民参加、地域活性、育成、支援）』に関連する事業

○ワークショップ

(1) 能楽（お仕舞・謡）ワークショップ（一般／小中学生）

【主催公演事業】

◆運営方針①：『優れた芸術文化の鑑賞機会の提供（著名なアーティスト、優れた作品の紹介）』、『多くの市民に芸術文化に触れる機会を提供（気軽に親しめる公演の充実）』に関連する事業

○アウトリーチ事業（所沢ミュージズ・アートキャラバン）

(1) 市内まちづくりセンター共催公演（12か所 20公演）

(2) 淵の森清掃活動における野外コンサート

(3) 所沢駅東口市民ギャラリー展示会

（公益財団法人所沢市公共施設管理公社との連携事業）

(4) 所沢ミュージズ「シネマ・セレクション」

（ぴあフィルム・フェスティバル／テアトル東京との連携）

(5) 国立障害者リハビリテーションセンターへのアウトリーチ事業

(6) 入間市市民会館（公益財団法人入間市振興公社）との共催公演

① 音楽の絵本 ズーラシアン・ブラスと弦うさぎ（7月28日開催）

② 出前寄席（調整中）

③ ランチタイム500円コンサート（調整中）

(7) 多聞院「寅まつり」 説経浄瑠璃（5月1日開催）

(8) 所澤神明社 雅楽奉納演奏（5月4日開催）

(9) 所沢聖地霊園 大礼拝堂でのコンサート

- (10) 所沢市民体育館 「第九」コンサート
- (11) 椿峰コミュニティ会館別館 コンサート
(公益財団法人所沢市公共施設管理公社との連携事業)
 - ① 上野由恵 [フルート] & 景山梨乃 [ハープ] (4月29日開催)
 - ② 内容調整中
- (12) アート・フェスティバル in 所沢 (市内在住アーティストとの連携)
- (13) 所沢航空発祥記念館との連携事業
- (14) 所沢航空記念公園 野外ステージでのイベント
- (15) 市民フェスティバルへの参加
- (16) 所沢市役所「音まちコンサート」(年3公演)
- (17) フランス航空教育団来日100周年記念事業への参加
- (18) 老人憩いの家でのイベント開催
(公益財団法人所沢市公共施設管理公社との連携事業)
- (19) 夢あかり音楽会

◆**運営方針②**:『文化振興を通じた豊かな社会づくりへの貢献(市民参加、地域活性、育成、支援)』に関連する事業

○**市民参加型事業(体験型事業)**

- (1) 初心者のためのフルート初めて講座
- (2) NBAバレエ団見学&体験レッスン
- (3) オルガン見学ツアー
- (4) 楽器学資料館見学ツアー
- (5) 矢来能楽堂、国立能楽堂への公演鑑賞ツアー
- (6) 音楽、伝統芸能、舞台等に関する講座・講演の開催

○**その他の事業(育成・支援)**

- (1) 「音楽のあるまちづくり」協力事業
- (2) 近隣大学の学生インターン、市内中学生の職場体験受入れ

定款第4条（2）前号に掲げる事業に係る情報の収集及び提供に関する事業

- ①月刊情報紙「ミューズ」の発行
- ②情報誌「インフォ・マート」の発行
- ③ホームページによる情報提供
- ④SNSを活用した情報発信（Facebook、Twitter）
- ⑤広報宣伝業務の実施
 - ・雑誌、新聞等への広告掲載
 - ・ポスター、ちらしの作成及び掲示、配布
 - ・パンフレット類の作成及び配布
- ⑥友の会事業の実施
 - ・公演情報等の提供
- ⑦芸術文化情報の収集

定款第4条（3）文化団体等の活動支援に関する事業

- ①文化団体等の活動支援
 - ・地域文化活動に対する啓発、協力

定款第4条（4）所沢市から受託する施設を文化芸術活動や生涯学習、地域活動の場として貸与し、芸術文化及び地域コミュニティの醸成に資する事業

所沢市民文化センターを効率的に管理運営し、芸術文化活動や地域コミュニティ活動、地域の興隆を促進する各種催事の利用に供することにより、文化芸術の振興及び地域のコミュニティ活動の振興を図る。

なお、所沢市民文化センターは2018年12月10日から2020年3月31日まで、大規模改修に伴う長期休館中であるが、2019年4月から2020年度分の受付が開始されるため、リニューアルオープンに向けた施設の利用受付及び相談業務を行う。

定款第4条（5）所沢市の各種文化事業等の受託及び協力に関する事業

各種文化事業等を市等から受託するほか、それらが所沢市民文化センターにおいて実施される際は、内容の充実と円滑な運営のために助言、協力する。

- ・音楽のあるまちづくり協力事業

(2) 収益事業

①収益事業1／公益目的以外の施設の貸与に関する事業

定款第5条(1) 施設貸与(前条第1項第4号に規定する施設貸与を除く。)に関する事業

所沢市民文化センターを公益目的以外の利用に供する。

また、下記により、施設の利用促進を図る。

- ①「利用のしおり」の施設内設置
- ②ホームページでの施設利用方法や空き状況、月間催し物案内の公開
- ③月間催し物案内の館内及び市内公共施設への設置
- ④月間催し物案内のメンバーズ倶楽部会員への配布

なお、所沢市民文化センターは2018年12月10日から2020年3月31日まで、大規模改修に伴う長期休館中であるが、2019年4月から2020年度分の受付が開始されるため、リニューアルオープンに向けた諸準備を行う。

②収益事業2／施設利用者の便宜を図る物品販売等の利用サービス促進事業

定款第5条(2) その他公益目的事業の推進に資する事業

①施設利用サービス促進事業

施設利用者の便宜を図るための、看板作成、広報紙への広告掲載、有料コピー・FAXサービス等

- ②チケット及びグッズ等代行販売事業
- ③オリジナルグッズ販売事業
- ④自動販売機及び公衆電話設置事業
- ⑤その他事業

自主事業時の出演者CDやオリジナルグッズ等の物品販売手数料徴収等